

## 日本看護歴史学会編集委員会規程

### (目的)

第1条 日本看護歴史学会会則(以下「学会」という。)第7章第21条2項に基づいて、学会誌発刊に向けてその編集に関する業務を円滑かつ遅滞なく推進するために編集委員会を設置する。

### (編集委員長の選出)

第2条 編集委員長は理事会において理事の中から選出される。

2 編集委員長の任期は理事の任期期間とし、再任を妨げない。

### (編集委員の選出)

第3条 編集委員は、編集委員長が会員の中から選出し、理事会の承認を得る。

2 編集委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

3 編集委員に欠員が生じた場合には、理事会の承認を得てこれを補充することができる。

### (活動事項)

第4条 編集委員会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 学会誌の企画、編集、発行に関すること
- 二 投稿規程等の制定、改廃に関すること
- 三 投稿論文の受付、査読審査に関すること
- 四 論文掲載の決定に関すること
- 五 年間活動計画及び予算案の作成に関すること
- 六 その他学会誌刊行に関すること

### (学会誌の掲載範囲)

第5条 編集委員会の刊行する学会誌は次に掲げる内容を掲載する。

- 一 学術集会活動に関する原稿
- 二 研究論文
- 三 理事会議事録
- 四 総会議事録
- 五 一般会計、及び特別会計
- 六 その他理事会が必要と認めた事項

### (査読)

第6条 編集委員会は会員の中から1論文につき原則2名の査読委員を選出する。

2 適切な査読者が確保できない場合には、編集委員会の合議で、会員外の専門家を査読者に選出することができる。

3 会員外の査読者には、編集委員会予算の中で謝金を支払うことができる。

4 査読委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

5 投稿論文の採否については、査読結果を基に、編集委員会が決定することとし、編集委員会は、投稿論文の修正・加筆を求めることができる。

(学会誌への掲載)

第7条 採用された投稿論文、学術集会活動その他の原稿の個人執筆者は、著作権承諾書の提出をもって掲載とする。

(報告)

第8条 委員長は、委員会を開催した後、委員会の議事及び結果を理事会に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年8月23日から施行する。